

定 款

株式会社笑美面

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社笑美面と称し、英文では Emimen Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告宣伝業および広告代理業務
2. 不動産に関する情報提供サービス業務
3. 不動産流通情報の収集および分析ならびに提供業務
4. 不動産の売買、交換、賃貸およびその仲介、代理ならびに管理
5. 介護コンサルティング業務
6. 介護福祉用品・介護福祉機器の販売およびリース、レンタル業
7. 介護サービス事業
8. 有料老人ホーム事業その他介護等のシニアホーム紹介事業
9. 有料老人ホーム事業その他介護等のシニア向けサービス事業
10. M&A（企業の提携・合併・買収）の仲介およびコンサルティング業務
11. 情報提供サービス業及び電気通信事業法に基づく電気通信事業
12. インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務
13. インターネットを利用した通信販売業務ならびに情報提供サービス業務
14. コンピュータに関するソフトウェアの開発、製造、販売、リースおよび保守サービス
15. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本社所在地）

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告にすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、13,200,000 株とする。

第6条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第11条（招集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

第12条（基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長

がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は（監査等委員であるものを除く。）は、5名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、3名以上5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

当会社の取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された監査等委員でない取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（業務執行の決定の取締役への委任）

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別してこれを定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定す

る契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限定額とする。

第5章 監査等委員会

第31条（監査等委員会の設置）

当社は監査等委員会を置く。

第32条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第33条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条（会計監査人の報酬）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

第 39 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。

第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当は、支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第 11 期定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条（監査役の責任免除）の定めるところによる。